

報告第 21 号

私立幼稚園及び小城市外公立幼稚園就園奨励費補助金交付要
綱の一部を改正する告示

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成 30 年 7 月 26 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

報告理由

幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成 10 年 6 月 17 日文部大臣裁定)
に基づき、補助区分及び減免単価に変更があったため、小城市私立幼稚園
就園奨励費補助金交付要綱の一部改正をする必要がある。

小城市告示第 73 号

小城市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正
する告示

小城市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成 17 年小城市告示第
9 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 V II の項中「139,200 円」を「187,200 円」に、「223,000 円」
を「247,000 円」に改める。

別表第 2 V II の項中「223,000 円」を「247,000 円」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の小城市私立幼稚園就園奨
励費補助金交付要綱の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

小城市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱新旧対照表（案）

現 行				改 正 案					
私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱				私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱					
附 則				附 則					
この告示は、公布の日から施行し、平成29年度補助金から適用する。				この告示は、公布の日から施行し、平成30年度補助金から適用する。					
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）					
幼稚園保育料等従来条件減免基準表				幼稚園保育料等従来条件減免基準表					
減免単価（年額）				減免単価（年額）					
区 分		1 人就園の場合 及び同一世帯 から2人以上就 園している場 合の最年長者 (第1子)	同一世帯から 2 人以上就園 している場合 の次年長者 (第2子)	同一世帯から 3 人以上就園して いる場合の左以 外の園児 (第3子以降)	区 分		1 人就園の場合 及び同一世帯 から2人以上就 園している場 合の最年長者 (第1子)	同一世帯から 2 人以上就園 している場合 の次年長者 (第2子)	同一世帯から 3 人以上就園して いる場合の左以 外の園児 (第3子以降)
I	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	308,000 円	308,000 円	308,000 円	I	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	308,000 円	308,000 円	308,000 円
II	当該年度の市町村民税非課税世帯（ひとり親世帯等）	308,000 円	308,000 円	308,000 円	II	当該年度の市町村民税非課税世帯（ひとり親世帯等）	308,000 円	308,000 円	308,000 円
III	当該年度の市町村民税非課税世帯（ひとり親世帯等除く）	272,000 円	308,000 円	308,000 円	III	当該年度の市町村民税非課税世帯（ひとり親世帯等除く）	272,000 円	308,000 円	308,000 円
IV	当該年度の市町村民税所得割非課税世帯（ひとり親世帯等）	308,000 円	308,000 円	308,000 円	IV	当該年度の市町村民税所得割非課税世帯（ひとり親世帯等）	308,000 円	308,000 円	308,000 円
V	当該年度の市町村民税所得割非課税世帯（ひとり親世帯等除く）	272,000 円	308,000 円	308,000 円	V	当該年度の市町村民税所得割非課税世帯（ひとり親世帯等除く）	272,000 円	308,000 円	308,000 円

VI	当該年度の市町村民税所得割課税額 77,100 円以下の世帯（ひとり親世帯等）	272,000 円	308,000 円	308,000 円
VII	当該年度の市町村民税所得割課税額 77,100 円以下の世帯（ひとり親世帯等除く）	<u>139,200 円</u>	<u>223,000 円</u>	308,000 円
VIII	当該年度の市町村民税所得割課税額 211,200 円以下の世帯	62,200 円	185,000 円	308,000 円
IX	上記以外の世帯	—	154,000 円	308,000 円

別表第 2（第 2 条関係）

幼稚園保育料等減免新条件基準表

減免単価（年額）

区 分		小学校 1 年生から 3 年生までの兄又は姉を 1 人以上有しており、就園している場合の最年長者 (第 2 子)	小学校 1 年生から 3 年生までの兄又は姉を 1 人以上有しており、同一世帯から 2 人以上就園している場合の左以外の園児及び小学校 1 年生から 3 年生までに兄又は姉を 2 人以上有している園児 (第 3 子以降)
I	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	308,000 円	308,000 円
II	当該年度の市町村民税非課税世帯（ひとり親世帯等）	308,000 円	308,000 円
III	当該年度の市町村民税非課税世帯（ひとり親世帯等除く）	308,000 円	308,000 円

VI	当該年度の市町村民税所得割課税額 77,100 円以下の世帯（ひとり親世帯等）	272,000 円	308,000 円	308,000 円
VII	当該年度の市町村民税所得割課税額 77,100 円以下の世帯（ひとり親世帯等除く）	<u>187,200 円</u>	<u>247,000 円</u>	308,000 円
VIII	当該年度の市町村民税所得割課税額 211,200 円以下の世帯	62,200 円	185,000 円	308,000 円
IX	上記以外の世帯	—	154,000 円	308,000 円

別表第 2（第 2 条関係）

幼稚園保育料等減免新条件基準表

減免単価（年額）

区 分		小学校 1 年生から 3 年生までの兄又は姉を 1 人以上有しており、就園している場合の最年長者 (第 2 子)	小学校 1 年生から 3 年生までの兄又は姉を 1 人以上有しており、同一世帯から 2 人以上就園している場合の左以外の園児及び小学校 1 年生から 3 年生までに兄又は姉を 2 人以上有している園児 (第 3 子以降)
I	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	308,000 円	308,000 円
II	当該年度の市町村民税非課税世帯（ひとり親世帯等）	308,000 円	308,000 円
III	当該年度の市町村民税非課税世帯（ひとり親世帯等除く）	308,000 円	308,000 円

IV	当該年度の市町村民税所得割非課税世帯（ひとり親世帯等）	308,000 円	308,000 円	IV	当該年度の市町村民税所得割非課税世帯（ひとり親世帯等）	308,000 円	308,000 円
V	当該年度の市町村民税所得割非課税世帯（ひとり親世帯等除く）	308,000 円	308,000 円	V	当該年度の市町村民税所得割非課税世帯（ひとり親世帯等除く）	308,000 円	308,000 円
VI	当該年度の市町村民税所得割課税額 77,100 円以下の世帯（ひとり親世帯等）	308,000 円	308,000 円	VI	当該年度の市町村民税所得割課税額 77,100 円以下の世帯（ひとり親世帯等）	308,000 円	308,000 円
VII	当該年度の市町村民税所得割課税額 77,100 円以下の世帯（ひとり親世帯等除く）	223,000 円	308,000 円	VII	当該年度の市町村民税所得割課税額 77,100 円以下の世帯（ひとり親世帯等除く）	247,000 円	308,000 円
VIII	当該年度の市町村民税所得割課税額 211,200 円以下の世帯	185,000 円	308,000 円	VIII	当該年度の市町村民税所得割課税額 211,200 円以下の世帯	185,000 円	308,000 円
IX	上記以外の世帯	154,000 円	308,000 円	IX	上記以外の世帯	154,000 円	308,000 円